要請番号（JL02625A09）

募集終了

国名	職種コード 職種	年齢制限	活動形態	区分	派遣期間	派遣隊次
東ティモール	G157 日本語教育		個別	新規	2年	・2026/1 ・2026/2

【配属機関概要】

1）受入省庁名（日本語）

職業訓練雇用庁(SEFOPE)

2）配属機関名（日本語）

職業訓練雇用庁(SEFOPE)海外雇用課

3）任地（ ディリ県ディリ ） JICA事務所の所在地（ ディリ県ディリ ）

任地からJICA事務所までの交通手段、所要時間（ 徒歩 で 約 0.0 時間 ）

4）配属機関の規模・事業内容

同庁では、国内の職業訓練や就職支援、国内外の雇用を担当している。配属先となる海外雇用課では、オーストラリア、韓国、日本への技能実習生派遣の業務を行っている。海外雇用課の職員はオーストラリアチームに26名、韓国チームに14名、日本チームに5名とそれぞれ配置されおり、チームの規模は実際の送り出し規模に合わせてチーム編成している。

【要請概要】

1）要請理由・背景

これまで日本への人材派遣は、各企業や自治体の要請に合わせて個別で派遣していたが、2024年10月わが国の法務省、外務省、厚生労働省と東ティモールの同庁との間で技能実習制度に関する協力覚書が署名され、以降派遣希望者が激増。派遣前に日本語訓練を約200時間実施すると同時に、日本の習慣や文化、行儀作業等の研修も行っている。現在、日本チームに所属している日本人職員が派遣の事務関係と日本語訓練の両方を行っているが、日本語訓練は専門の人材に任せたい、ということになり今回の要請となった。

2）予定されている活動内容（以下を踏まえ、隊員の経験をもとに関係者と協議して計画を立て、柔軟に内容を変更しながら活動を進めます）

1. 技能実習生派遣に向けた日本語訓練を行う。
2. 日本の習慣、文化、行儀作法等の研修を行う。
3. 日本から自治体や企業等の視察があった際に、事業の説明を行う。

3）隊員が使用する機材の機種名・型式、設備等

プロジェクタ、プリンタ、パソコン

4）配属先同僚及び活動対象者

配属先同僚:海外雇用課日本チームの職員5名(男女/20～40代)
活動対象:・日本語教師 数名(女性/20～40代)通常はSEFOPEが委託するNGO団体で日本語を教授しているが、SEFOPEの派遣前訓練時にはSEFOPE講座で日本語教授する。
・技能実習生 多数(男女/20～30代)

5）活動使用言語	6）生活使用言語	7）選考指定言語
テトゥン語	テトゥン語	英語(レベル:D)

【資格条件等】

[免許]：（日本語教育に関する資格）

[性別]：（　　）　備考：

[学歴]：（大卒）　備考：配属先の希望

[経験]：（指導経験）2年以上　備考：現地教員に指導するため

任地での乗物利用の必要性

不要

【地域概況】

[気候]：（サバナ気候）　気温：（23～32℃位）

[通信]：（インターネット可　　電話可）

[電気]：（安定）

[水道]：（安定）

【特記事項】

隊員が居住する住居は、単身用住居またはホームステイとなる。

COPYRIGHT(C)1995-2015 JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY. ALL RIGHTS RESERVED.